



固定資産の評価額と課税内容を確認できます

閲覧

固定資産税の課税内容を確認することができます。

縦覧

自分の土地・家屋の評価額と、ほかの土地・家屋の評価額とを比べることができます。

閲覧できるもの

固定資産課税台帳...所有者、所在、地番、地目、地積、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額、課税標準額、年税額など
無料で固定資産課税台帳の写しを交付します。

縦覧できるもの

土地価格等縦覧帳簿...所在、地番、地目、地積、評価額
家屋価格等縦覧帳簿...所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額

閲覧できるかた

①	・納税義務者 ・納税義務者と同居の親族 ・納税管理人 ・納税義務者の代理人(委任状が必要)	納税義務者本人が所有する固定資産を閲覧できます
②	土地について賃借権そのほかの権利を有し、賃借料などの対価を支払っているかた	当該権利のある土地部分を閲覧できます
③	家屋について賃借権そのほかの権利を有し、賃借料などの対価を支払っているかた	当該権利のある家屋部分およびその敷地の土地部分を閲覧できます
④	固定資産の処分をする権利を有するかた	当該権利のある土地・家屋を閲覧できます

縦覧できるかた

納税者 納税者と同居の親族
納税管理人 納税者の代理人(委任状が必要)

縦覧期間

4月2日(月)から5月31日(木)までの平日
午前8時30分～午後5時15分

縦覧場所

資産税課(市役所1階)
河辺・雄和市民センター(区域内の資産に限る)

持ってくるもの

固定資産税の納税通知書、運転免許証など本人であることを証明できるもの
法人の場合は、代表者印を押した申請用紙または委任状

閲覧期間

4月2日(月)から平日(通年)
午前8時30分～午後5時15分

閲覧場所

資産税課(市役所1階)、土崎・新屋支所
アルヴェ市民サービスセンター
河辺・雄和市民センター
* 課税内容のお問い合わせは、資産税課、河辺・雄和市民センター税務班へお願いします。

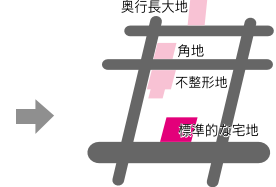
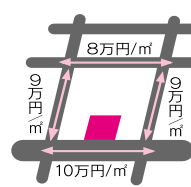
持ってくるもの

固定資産税の納税通知書、運転免許証など本人であることを証明できるもの
「閲覧できるかた」の ~ のかたは、権利を証明できるもの(賃貸借契約書など)
法人の場合は、代表者印を押した申請用紙または委任状

平成19年度の路線価を公開

固定資産税の「路線価」を、4月2日(月)から資産税課で公開します。土崎・新屋支所、アルヴェ市民サービスセンターでは公開しません。また、河辺・雄和区域は、路線価に代えて、標準的な宅地の1㎡あたりの価格を、河辺・雄和市民センターで公開します。

路線価で固定資産税の評価額を決めています



不動産鑑定士による評価をもとに、標準的な宅地1㎡あたりの価格「路線価」が決まります

路線価をもとに各宅地の評価額が決まります。形状などにより補正する場合もあります



平成19年度の固定資産税納税通知書は5月8日(火)に発送する予定です

の資産河
かた辺
へをを
持ち雄
に和

平成19年も税率は1.5%

河辺・雄和区域の固定資産税は、市町合併による経過措置のため、平成20年度まで旧秋田市と不均一課税となっており、税率は1.5%です。平成21年度からは同じ1.6%の税率に統一されます。

問い合わせ

資産税課 (土地担当)tel(866)2056
(家屋担当)tel(866)2057
(償却資産担当)tel(866)2836
河辺市民センター税務班tel(882)5171
雄和市民センター税務班tel(886)5540

70歳未満のかたに、入院したとき便利な認定証 窓口で払う入院費は 自己負担限度額まで

交付申請は4月2日(月)から受け付け

入院した費用の自己負担額を医療機関の窓口でいったん全額支払ってもらい、その後の申請により自己負担限度額(右表)を超えた分を払い戻している、国民健康保険の高額療養費制度が変わります。

4月から交付する「限度額適用認定証(市民税非課税世帯のかたは限度額適用・標準負担額減額認定証)」を病院の窓口で見せると、限度額までの支払いとなります。この認定証の申請は、国民健康保険被保険者証を持って、窓口へどうぞ。

1か月の入院費が、3割負担で
30万円(食事代などを除く)のかた
(区分が一般で年間の高額療養費適用が3回以下)



窓口で支払



認定証があると

87,430円



認定証がないと

300,000円

申請
窓口

国民年金課給付担当(866)2098
土崎・新屋支所
アルヴェ市民サービスセンター
河辺・雄和市民センター
岩見三内・大正寺連絡所

1か月の自己負担限度額

市民税課税世帯	診療月以前1年間の高額療養費適用回数	
	1回~3回	4回以上(※)
当該年度の国民健康保険税の総課税標準額が600万円を超える世帯	150,000円 +(総医療費-500,000円)×0.01	83,400円
一般	80,100円 +(総医療費-267,000円)×0.01	44,400円
市民税非課税世帯	35,400円	24,600円

転院などのため、医療機関で4回目の受診だと確認できないときは、「1回~3回」の場合の額でいったん支払い、後日、国保年金課で払い戻しの手続きをしていただきます。

...上表の「一般」「1回~3回」の場合

=80,100円+(1,000,000円-267,000円)×0.01

医療費は3割負担なので、自己負担が30万円の場合、総医療費は100万円です。

➡ 後日、市役所で高額療養費を申請すると限度額を超えた分が戻ります。
(30万円-限度額87,430円 = 212,570円)

こんなときは、14日以内に届け出を

こんなときは届け出を ●は届け出に必要なもの	
国保に 加入する	他の市区町村から転入したかたがいるとき ●被保険者証
	他の健康保険を脱退したかたがいるとき ●被保険者証・社保などの資格喪失証明書 ●各種福祉医療費受給者証
	生活保護を受けなくなったかたがいるとき ●被保険者証 ●保護決定(廃止)通知書
	子どもが生まれたとき ●被保険者証 ●世帯主の口座番号のわかるもの
国保を 脱退する	他の市区町村に転出するかたがいるとき ●被保険者証
	他の健康保険に加入したかたがいるとき ●国保と職場の被保険者証 ●各種福祉医療費受給者証 (カード型の場合は世帯全員分)
	生活保護を受けることになったかたがいるとき ●被保険者証 ●保護決定(開始)通知書
	亡くなったかたがいるとき ●被保険者証 ●葬祭を行ったかたの口座番号がわかるもの
その他	退職者医療制度に該当することになったとき ●被保険者証 ●年金証書
	住所・世帯主・氏名などが変わったとき ●被保険者証
	被保険者証をなくしたり、破損したとき ●破損した被保険者証 ●身分を証明するもの
	修学のため、他の市区町村に居住するかたがいるとき ●被保険者証 ●在学証明書(申請年度に発行されたもの)



「被保険者証」とは、「国民健康保険被保険者証」のことです。印鑑と年金手帳、世帯全員の被保険者証をお持ちください。

同じ世帯に、国保高齢受給者証をお持ちのかたがいる場合はあわせてお持ちください。届け出が遅れると、さかのぼって課税される場合や、国保で負担した保険給付費を返していただく場合があります。届け出はお早めをお願いします。

届け出
の場所

市民課 国保年金課 土崎・新屋支所
アルヴェ市民サービスセンター
河辺・雄和市民センター
岩見三内・大正寺連絡所

短期被保険者証、被保険者資格証明書の届け出は、国保年金課、河辺・雄和市民センターのみで受け付けています。

問い合わせ 国保年金課

加入・脱退 国保年金資格担当tel(866)2097

税の内容 賦課担当tel(866)2099

納付の相談 収納担当tel(866)2189